入札公告

電子複写機による複写サービスの供給に関する契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

令和6年6月11日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 件 名 電子複写機による複写サービスの供給に関する契約
- (2) 数 量 296台(各地域区分・機種区分ごとの契約台数は入札説明書及び複写 サービス仕様書のとおり)
- (3)業務内容 入札説明書及び複写サービス仕様書のとおり
- (4)履行期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な 資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から開札日までの間に福島県から 入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしていた者若しくは申立てがなされていた者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加するに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去2年間において国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方 独立行政法人において、同規模の複写サービスを提供した実績を有する者である こと。
- (5) 福島県内(福島県外事務所を設置場所とするものにあっては、当該設置場所の 存する都道府県内)に事業所を有し、かつ、当該複写サービスの供給に係る複写 機の保守及び消耗品の供給に速やかに対応できる体制を整えている者であるこ と。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書に、2 に掲げる事項 について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、当 該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1)提出期間

公告の日から令和6年7月5日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の 午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県総務部総務課 電話番号 024-521-7026

- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3 (2) に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書等については、上記で交付を行う他、福島県総務部総務 課のホームページにおいて公開する。

イ 期間 公告の日から令和6年7月5日(金)午後5時まで

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年8月1日(木)

本庁舎等地域 午前 9時から 県 北 地 域 午前10時から 県中・県南地域 午前11時から 会津・南会津地域 午後 1時から 相 双 地 域 午後 2時から い わ き 地 域 午後 3時から 大 阪 事 務 所 午後 4時から

イ 場所 福島県総務部総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号 本庁舎2階)

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した 書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す 入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1)入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

本件業務を履行できると知事が判断した者の有効な入札であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は入札説明書による。
- (5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県総務部総務課 (電話番号) 024-521-7026